

高島市マキノ町地域給食外部搬入特区

都道府県名：	滋賀県	
申請主体名：	高島市	
区域の範囲：	高島市の区域の一部 (旧マキノ町)	
特区の概要：	<p>本市のマキノ町地域には、マキノ西こども園とマキノ東こども園があり、マキノ西こども園で給食およびアレルギー食を一括調理し、マキノ東こども園へ外部搬入することにより、食事のマナーや正しい食習慣などの地域で統一した「食育」を推進する。</p> <p>また、給食調理業務の効率化を進め、調理設備の維持管理費の節減や食材の一元管理、調理員の合理的配置が可能となり、節減経費を保育サービス・子育て支援施策に充てていく。</p>	
適用される規制の特例措置：	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	
		
給食では「4つのお皿のげんきっず」とおして、栄養素について学びます（高島市乳幼児「げんきっ子」食育推進事業）	5歳児の料理教室では、前年度に作った味噌を使って味噌汁づくりをしています。（高島市乳幼児「げんきっ子」食育推進事業）	